

公文書開示決定通知書

鶴教発第333号
令和5年11月13日

長谷川 剛 様

鶴岡市教育委員会教育長 布川 敦



令和5年10月30日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定したので、鶴岡市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鶴岡市教育委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、鶴岡市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

請求のあった公文書の件名又は内容	小中一貫教育基本計画案（令和4年6月21日に提案されたもの）の検討に関する文書（会議録：1件）
開示の日時	令和5年11月15日 午前11時
開示の場所	情報公開窓口内（鶴岡市役所 3階 総務部総務課）
問い合わせ先（電話番号）	鶴岡市教育委員会学校教育課担当 指導係長 落合 正幸 (0235-57-4864 内線884-322)
備考	写しの作成費等合計金額 10円 内訳 ・ 写し作成費 1枚×10円＝ 10円

- 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ上記の問い合わせ先に申し出てください。

会議録

[作成者 教育委員会管理課 奥山]

- 1 日時 令和4年6月13日(月)午後3時30分～5時
- 2 会場 鶴岡市役所庁議室
- 3 参加者
皆川市長、布川教育長、佐藤総務部長
教育委員会：本間教育部長、清野管理課長、成澤学校教育課長、渡邊指導主幹、
佐藤学校給食センター所長、飯野同センター所長補佐、管理課(奥山)
藤島庁舎：成田支所長、小林総務企画課長
- 4 報告・協議事項
第1回総合教育会議開催概要・次第について 説明：本間教育部長
協議題「鶴岡型小中一貫教育」骨子について 説明：成澤学校教育課長
協議題「学校給食センター整備基本構想」骨子について 説明：佐藤給食センター所長
- 5 打合せの概要
・報告、協議事項について市長の了解を得た。
・市長より以下のように指示があった。
【指示事項】
・財政課長、職員課長等と調整すること
・藤島の地域住民との関係をよく考えること